**平成２５年（フ）第１８号**
神戸市東灘区深江南町４丁目13番20号　磯島マンション403号、従前の住所兵庫県宝塚市鹿塩２丁目６番３―208号
債務者　平田ケビンこと　ＪＩＲＡＴＡ　ＫＯＧＡ　ＫＥＶＩＮ　ＡＮＤＲＥＷ
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１４号**
岐阜県大垣市林町１丁目150番地１　シャトレ愛松大垣Ⅱ904号
債務者　生長　珠衣
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２５年（フ）第１号**
岐阜県安八郡輪之内町海松新田608番地
債務者　篠田　博雄
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２５年（フ）第１号**
和歌山県西牟婁郡白浜町1356番地の28　すし源アパート２階
債務者　立本　春子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２４年（フ）第１２４号**
山口県宇部市東藤曲１丁目５番28号
債務者　古松千恵子
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第１５１号**
山口県宇部市大字東須恵2222番地１
債務者　和田　　徹
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第１５２号**
山口県宇部市大字東須恵2222番地１
債務者　和田　和美
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２５年（フ）第４号**
山口県宇部市開６丁目２番７号　コーポ開103号
債務者　田原　　隆
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２５年（フ）第６号**
山口県山陽小野田市叶松１丁目15番１―202号　県営住宅Ｃ棟202号
債務者　星野みどり
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　山口地方裁判所宇部支部

**平成２５年（フ）第１０号**
三重県伊勢市御薗町高向674番地２
債務者　寺本みち代
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第９８号**
山形県長井市横町19番20号
債務者　劔持　喜美
１　決定年月日時　平成25年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　山形地方裁判所米沢支部

**平成２４年（フ）第２４１号**
茨城県土浦市西根南３丁目４番39号
債務者　糸賀　信彦
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２４年（フ）第１５８号**
千葉県木更津市東太田１丁目12番７―202号
債務者　大菅　真衣（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　千葉地方裁判所木更津支部

**平成２５年（フ）第５号**
千葉県富津市竹岡982番地１
債務者　高本ふさ子
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　千葉地方裁判所木更津支部

**平成２４年（フ）第２０２１号**
名古屋市緑区黒沢台２丁目1119番地、従前の住所名古屋市緑区ほら貝１丁目96番地
債務者　坂本　ふき
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２４３０号**
名古屋市千種区竹越１丁目４番29号　パレス竹越101号
債務者　上代　保範
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第２４９９号**
愛知県愛西市川北町山22番地
債務者　橋本　早苗
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部